

◎岩手県手数料条例の一部を改正する条例（条例第53号）

- 1 介護支援専門員実務研修受講試験手数料の額を減額することとした。（別表第4関係）
- 2 介護支援専門員実務研修受講試験の指定試験機関等の名称の変更に伴い、所要の整備をすることとした。（別表第4関係）
- 3 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県県税条例の一部を改正する条例（条例第54号）

- 1 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（附則第30条関係）
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎中心市街地における県税の不均一課税に関する条例を廃止する条例（条例第55号）

- 1 中心市街地における県税の不均一課税に関する条例を廃止することとした。（本則関係）
- 2 施行期日等
(1) この条例は、公布の日から施行することとした。（附則第1項関係）
(2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）

◎復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例（条例第56号）

- 1 東日本大震災復興特別区域法第6条第1項に規定する認定復興推進計画に定められた同法第4条第2項第4号イに規定する復興産業集積区域の区域内において当該認定復興推進計画に定められた同法第2条第3項第2号イ又はロに掲げる事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した者に対する県税の課税免除に関し必要な事項を定めるといふこの条例の趣旨について定めることとした。（第1条関係）
- 2 県税の課税免除について定めることとした。（第2条関係）
- 3 課税免除の申請手続について定めることとした。（第3条関係）
- 4 課税免除の決定及び通知について定めることとした。（第4条関係）
- 5 他の条例との関係について定めることとした。（第5条関係）
- 6 施行期日等
(1) この条例は、公布の日から施行し、平成24年3月30日から適用することとした。（附則第1項関係）
(2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）

◎岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第57号）

- 1 児童手当法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（別表第2関係）
- 2 児童手当法施行規則の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（別表第2関係）
- 3 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県環境影響評価条例の一部を改正する条例（条例第58号）

- 1 平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波による災害からの復興に資する事業であつて規則で定めるものについて、第2章から第11章までの規定の適用を除外することとした。（附則第13項関係）
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例（条例第59号）

- 1 岩手県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利を放棄し、岩手県信用保証協会の求償権の放棄等を承認することができる場合の要件に、当該求償権の放棄等が中小企業者等の事業の再生に資すると認められ、かつ、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の規定により当該中小企業者等の支援決定を

行った場合における当該中小企業者等に係る事業の再生に関する計画に基づくものであることを加えることとした。(第3条関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)

◎電気事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(条例第60号)

- 1 電気事業における総最大出力を147,431キロワットから147,451キロワットに、発電施設である胆沢第四発電所の最大出力を140キロワットから160キロワットに改めることとした。(第2条関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)